

ホストタウンマーク使用要領

平成 31 年 1 月 16 日  
内閣官房オリパラ事務局作成

(目的)

第1条 この要領は、「ホストタウン推進要綱」及び「beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン」に基づき、ホストタウンに登録された自治体等が実施するホストタウンの推進のための取組（以下「ホストタウン事業」という。）に際し使用することができるロゴマーク（以下「ホストタウンマーク」）に関し必要な事項を定め、全国で行われるホストタウン事業を、ホストタウンマークを活用することにより一体感を持って展開することにより、ホストタウンの認知度を向上させ、もってレガシー創出に寄与することを目的とする。

(ホストタウンマークの使用者)

第2条 以下に掲げる者（以下「使用者」という。）は、ホストタウンマークを使用することができる。

- (1) ホストタウンに登録された自治体（以下「ホストタウン自治体」という。）
- (2) ホストタウン自治体に協力してホストタウン事業を実施する団体（以下、「関係団体」という。）
- (3) 国の行政機関
- (4) その他、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長（以下「内閣官房オリパラ事務局長」という。）が認めた者

(ホストタウンマークの使用に関する権利等)

第3条 ホストタウンマークの使用に関する一切の権利は、内閣官房に帰属する。

(ホストタウンマーク使用の制限)

第4条 内閣官房オリパラ事務局長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、ホストタウンマークの使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) ホストタウンのイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると内閣官房オリパラ事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると内閣官房オリパラ事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (7) ホストタウンマークの使用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、内閣官房オリパラ事務局長が不適切と認める場合

#### （ホストタウンマーク使用の手続）

第5条 内閣官房オリパラ事務局長は、ホストタウン自治体からホストタウンマーク使用届出書（別記様式第1号）の提出を受けて、E-mailによりホストタウンマークのデータを当該ホストタウン自治体へ通知するものとする。

#### （遵守事項）

第6条 使用者がホストタウンマークを使用する際には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ホストタウンマークの用途が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ホストタウンマークの使用は、ホストタウン事業に限ること。
- (3) ホストタウンマーク使用の権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) ホストタウンマークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるホストタウンマークデザインガイドラインを遵守すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、ホストタウンマーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等にのっとりホストタウンマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (7) 内閣官房オリパラ事務局長が行うホストタウンマーク使用状況等の調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(ホストタウンマーク使用の停止等)

第7条 ホストタウン登録を取り下げた自治体及び当該自治体の関係団体は、取り下げた日から使用対象物にホストタウンマークを使用することはできない。

2 内閣官房オリパラ事務局長は、ホストタウン登録を取り下げた自治体に対して、ホストタウンマークの使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。これらの措置の請求を受けた自治体は、関係団体に同様の措置を要求することとする。

3 内閣官房オリパラ事務局長は、前二項の規定により、ホストタウン登録を取り下げた自治体及び当該自治体の関係団体に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(ホストタウン登録を行わずにホストタウンマークを使用した場合の差止め等)

第8条 内閣官房オリパラ事務局長は、本要領に基づく使用者以外がホストタウンマークを使用した場合、直ちにその使用の停止を請求する。

(ホストタウンマーク使用条件の変更)

第9条 内閣官房が本要領を更新し、ホストタウンマーク使用条件を変更した場合、既に使用者となっているものに対しても、変更後の要領及びホストタウンマークの使用条件を適用する。

(ホストタウンマーク使用料)

第10条 ホストタウンマークの使用料については、無料とする。

(ホストタウンマーク使用の非独占性等)

第11条 本要領によるホストタウンマークの使用は、使用者がホストタウンマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用対象物等について内閣官房が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 内閣官房は、ホストタウンマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第13条 内閣官房は、本要領によりホストタウンマークの使用対象物等について、その効果や機能の保証責任を負わない。また、内閣官房は、ホストタウンマークの使用対象物等についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、

使用者がホストタウンの趣旨に基づきホストタウンマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第 14 条 内閣官房は、ホストタウンマークを使用したことに起因し使用者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、内閣官房に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 使用者は、ホストタウンマークの使用に際して故意又は過失により内閣官房に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を内閣官房に賠償しなければならない。
- 4 内閣官房オリパラ事務局長は、前二項の規定に違反する使用者、又はホストタウンマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第 15 条 内閣官房オリパラ事務局長は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第 16 条 内閣官房オリパラ事務局長は、ホストタウンの推進とホストタウンマークの適正な管理を図る観点から、ホストタウンマークの活用の状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第 17 条 内閣官房は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

- 2 内閣官房が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「内閣官房」若しくは「内閣官房オリパラ事務局長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第 19 条 本要領に定めるもののほか、ホストタウンマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房が別に定める。

附則

この要領は、平成 31 年 1 月 16 日から施行する。

## ホストタウンマーク 使用届出書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会  
推進本部事務局長 宛

申請日		年	月	日
-----	--	---	---	---

フリガナ				
自治体名				
相手国・ 地域名				
担当者情報	部署名		フリガナ	
			氏名	
	TEL		番号の間に「-」(ハイフン)は入れずに記入してください。	
	FAX [任意]			
メール アドレス				
住所	郵便番号		ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。	
	都道府県	住所		
想定される マークの 使用方法				
マークの使用が 想定される 関係団体名 及び 当該団体の ホストタウンの 取組への関わり				